

第8章 手数料

本節は、法の各申請に係る手数料や減免等について定めたものです。

(申請に係る手数料)

第66条 市長は、別表各号に掲げる申請について、当該各号に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

本条は、建築確認申請手数料や各許可申請手数料等の額について定めたものです。

(手数料の減免)

第67条 市長が特に認める災害の被害者が自ら居住するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に法第6条第1項の規定による確認の申請をした場合については、当該確認の申請に係る手数料(以下「確認申請手数料」という。)、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る手数料(以下「完了検査申請手数料」という。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る手数料(以下「中間検査申請手数料」という。)は免除する。

2 本市又は本市が出えんしている一般財団法人の事務上の必要による申請等に係る手数料は、免除することができる。

3 次の各号に掲げる場合に該当するものの確認申請手数料及び法第18条第2項の規定による通知手数料(以下「計画通知手数料」という。)、完了検査申請手数料及び法第18条第16項の規定による通知手数料(以下「工事完了通知手数料」という。)並びに中間検査申請手数料及び法第18条第19項の規定による通知手数料(以下「特定工程工事終了通知手数料」という。)は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく施設建築物を建築する場合 確認申請手数料及び計画通知手数料にあっては別表第1号に規定する額の2分の1の額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料にあっては同表第3号又は第4号に規定する額の2分の1の額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料にあっては同表第5号に規定する額の2分の1の額

(2) 市長が公益上必要があると認める場合 確認申請手数料及び計画通知手数料にあっては別表第1号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料にあっては同表第3号又は第4号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料にあっては同表第5号に規定する額の5分の1以上の額で市長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、市長が特別な事情があると認めるときは手数料を減免することができる。

本条は、手数料を減免する場合及び減免する額を定めたものです。

第1項

市長が特に認める地震災害や風水害などの自然災害による被害者が、自ら居住するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認申請をした場合、確認申請手数料、完了検査申請手数料、及び中間検査申請手数料は免除されます。

第2項

本市又は本市が出えんしている一般財団法人の事務上の必要による申請等に係る手数料は、免除することができることを定めています。

第3項第1号

都市再開発法に基づく施設建築物を建築する場合、確認申請手数料及び計画通知手数料の2分の1の額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料の2分の1の額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料の2分の1の額に減額されます。

「施設建築物」とは、「市街地再開発事業によって建築される建築物」をいいます。

第3項第2号

市長が公益上必要があると認める場合、確認申請手数料及び計画通知手数料の5分の1以上の額で市長が別に定める額、完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料の5分の1以上の額で市長が別に定める額、中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料の5分の1以上の額で市長が別に定める額に減額されます。

第4項

第1項、第2項及び第3項の場合以外で、市長が特別な事情があると認めるときは手数料を減免することができることを定めています。

(手数料の不還付)

第68条 既納の手数料は、申請の変更又は取消しがあっても、還付しない。

本条は、既に納付された手数料の還付等について定めたものです。

既に納付された手数料は、申請内容の変更や取消しがあった場合においても原則として還付しないことを定めています。申請内容の変更や取消しとは、申請内容の変更による床面積の減少や、取下げ、取りやめ、取消しがあった場合のことをいいます。